

# 令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業 企画提案募集要項

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業」に係る企画提案を募集するに当たり、必要な事項を記載したものである。

## 1 業務の概要

### （1）業務名

令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業

### （2）委託内容

令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業企画  
提案仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

### （3）委託料の上限額

50,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初  
予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、  
募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案  
への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

### （4）委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 2 プロポーザルに係る日程

内容	日程
公募開始	令和8年2月6日（金）
企画提案に関する質問の受付期限	令和8年2月20日（金）正午まで
企画提案に関する質問への回答	令和8年2月27日（金）
企画提案書の受付期限	令和8年3月6日（金）午後5時まで
書類選考の結果通知 (企画提案者が4者を超える場合)	令和8年3月11日（水）
企画提案審査委員会の開催 (プレゼンテーション及び質疑応答)	令和8年3月18日（水）午前10時頃
受託候補者の決定通知	令和8年3月下旬予定
契約締結	令和8年4月下旬予定

### 3 応募資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有する者であること。
- (2) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- (3) 過去5年以内に、官公庁又はその他団体（民間企業含む）から、工業用水道事業等の検討に係る業務を受託した実績を有する者であること、または、これと同等の実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案審査委員会開催日の前日までに千葉県の物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (6) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (7) 募集開始の日から契約締結の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成23年3月31日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者ではないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (11) 「6」に記載の審査委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者でないこと。

## 4 応募方法

### (1) 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要項及び仕様書を十分確認の上、企画提案書を作成し提出すること。

#### ア 提出方法

電子メール

※メール送付後、必ず千葉県総合企画部成田空港政策課 空港関連産業集積推進室まで電話連絡（043-223-2050）し、提出書類の到達を確認すること。

※千葉県のメールソフトの受信容量が7.2MBのため、容量を超えるファイルを提出する場合は、大容量のデータ送信が可能なファイル転送システムを使用すること。

#### イ 受付期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで

### (2) 企画提案書の構成

① 企画提案書鑑（様式第1号）

② 企画提案説明書（様式第2号）

【添付書類】提案内容を一枚にまとめた概要説明書

③ 提案者に関する調書（様式第3号）

【添付書類】類似業務に従事した業務実績等を証明する書類

④ 業務に要する経費に関する見積書（様式第4号）

※見積もり根拠（数量、単価）等も併せて記載すること

⑤ 業務スケジュール（様式第5号）

⑥ 会社（団体）概要（様式第6号）

⑦ 宣誓書（様式第7号）

### (3) 書類作成上の留意事項

ア 企画提案説明書は、10ページ以内とする。

イ 本業務の一部について再委託を予定している場合は、再委託予定先と業務内容、再委託しなければならない理由を企画提案説明書（様式第2号）に記載すること。

ウ 使用する言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ 企画提案書提出後の差替え、追加等は認めない。

(4) 提出先

千葉県総合企画部成田空港政策課 空港関連産業集積推進室

「令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業」担当

メールアドレス：[kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp)

電話（確認先）：043-223-2050

## 5 質問の受付

本要項の内容、その他プロポーザルに関する質問は、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問票に記入し電子メールで送付の上、電話（043-223-2050）にてその旨連絡をすること。なお、電話やファックスでの回答は行わないで注意すること。

(2) 送付先

千葉県総合企画部成田空港政策課 空港関連産業集積推進室

「令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業」担当

メールアドレス：[kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp)

メールの件名は「【質問票】令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業」とし、本文中に企業（団体）名、担当者名及び連絡先を記載すること。

(3) 受付期限

令和8年2月20日(金)正午まで

(4) 回答方法

回答は、個別にメールにて送付するとともに、質問があった企業名を伏した上で、令和8年2月27日(金)までに、県ホームページに回答を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容（応募状況や審査委員に関する質問等）によっては、回答しないことがある。

## **6 企画提案の審査**

### **(1) 審査方法**

#### **ア 書類選考**

企画提案者が4者を超える場合、令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）に先立ち、千葉県総合企画部成田空港政策課による書類選考を実施する。書類選考では、審査委員会の審査対象となる提案として、上位4者の企画提案者を選考する。

書類選考の結果は、令和8年3月11日（水）までに、企画提案書に記載されたアドレス宛に送付し、通知する。

#### **イ プレゼンテーション審査**

提出された企画提案書に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。なお、企画提案書を提出したものが1者のみの場合でも審査を行う。

### **(2) 審査委員会について**

ア 審査委員会は、令和8年3月18日（水）午前10時頃から千葉市内で開催する。

イ 審査委員会の委員の公表は行わない。

ウ 審査委員会に参加できる企画提案者の人数は1者につき2名までとする。

エ 資料はあらかじめ提出した企画提案書のみを使用すること。

なお、必要に応じて提案者の会社概要がわかるパンフレットを使用することは可とする。パンフレットを使用する場合は当日5部を持参すること。

### (3) 審査基準

審査にあたっては、以下の項目・審査基準に基づき総合的に評価する。

項目	主な審査基準
業務遂行能力	類似業務の経験・実績 ・本業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
	業務実施体制 ・本業務を効果的・効率的に進められる組織体制、協力体制か。 ・本業務を遂行可能な人員及びマネジメント体制か。 ・総括責任者の経験や知見は十分か。
	連絡体制 ・業務実施に当たっての県との連絡体制は十分か。
	業務スケジュール ・提案内容の実行が可能な業務スケジュールとなっているか。
	専門知識、適格性 ・業務内容に関する知識、知見（工業用水道事業・農業用水・上水道・水利権の転用・水道施設の共有等）を有しているか。
企画提案内容	業務内容の理解、企画力 ・本業務の趣旨、目的及び仕様書の内容を理解しているか。 ・業務に当たって必要な情報収集が可能か。 ・仕上り像が明確であるか。 ・提案された調査方法が業務目的（成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性を調査し、今後の方向性について検討を行う。）を達成可能なものとなっているか。
	企画提案説明書・プレゼンテーション等 ・本業務を実施するための知見や実績について、本業務との関連性や本業務を実施する上での有効性の観点から説明がなされているか。 ・企画提案説明書は見やすく、わかりやすい内容となっているか。 ・プレゼンテーションはわかりやすく、企画提案説明書と整合性がとれているか。
価格評価	・見積書は所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。

※各委員の評価点の合計を集計した点数が、満点の10分の6以上獲得できない場合は、受託候補者として選定しない。

#### (4) 審査結果

##### ア 通知方法

審査結果は、プレゼンテーションを行った企画提案者全員に対し、電子メールにより通知する。

##### イ 通知時期

令和8年3月下旬頃を予定

##### ウ 評価得点の開示

通知した日から起算して7日以内（休日を含む。）に、企画提案者から文書（様式任意）による請求があった場合は、請求者自身及び最優秀提案の各項目の得点を開示する。

### 7 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案を無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 本プロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 本プロポーザルに対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提出したとき。
- (5) 企画提案に関して、談合等の不正行為があつたとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 審査委員会を欠席したとき。
- (8) 提案内容が千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (9) 提案内容が、特定の団体や個人等を支援するものであるとき。
- (10) その他、提示した事項及び本プロポーザルに関する条件に違反、あるいは不適切な行為があつたと判断されたとき。

### 8 委託契約

最も優れた企画提案書を提出した受託候補者と、詳細な業務内容及び契約条件等について協議し、合意した後に委託契約を締結する。なお、この協議が整わなかつた場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

### (1) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、業務委託契約書を作成し、各自 1通を保有する。
- イ 業務委託契約書（案）は添付のとおりである。
- ウ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない。
- エ 提案された企画内容をもとに仕様書及び設計書を作成し、契約するものとする。
- オ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- カ 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、事前に書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。
- キ 受託者は「提案者に関する調書（様式第3号）」に記載した総括責任者等に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと県が認めた場合については、この限りでない。
- ク 受託者は受託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対し、当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

## 9 その他

- (1) 「3」に記載の応募資格を有しない者の企画提案書、記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断されるものは受理しない。
- (2) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき、開示又は部分開示する場合がある。
- (4) 採用された企画提案書の著作権は千葉県に帰属する。
- (5) 提案内容には、民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開とし、内容に関する質問には回答しない。